

報道関係者 各位

障がい者・難病患者を対象とした山形県職員選考試験の実施について

山形県では、障がい者を対象とした職員選考試験を実施しておりますが、今年度から、難病患者の就労の機会を確保するため、難病患者を対象とした試験区分を新設することとしましたので、県民等への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

1 試験区分

- ①行政（障がい）
- ②行政（難病）《新設》

2 受験資格

試験区分ごとに、次のいずれにも該当する者

行政（障がい）	行政（難病）
ア 18歳以上39歳以下の者 （昭和62年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者）	ア 同左
イ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者	イ 障害者総合支援法の対象となる疾病に規定されている疾病（376疾病）の診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者

3 受験案内入手方法

- ・山形県ホームページからダウンロード可能
(<https://www.pref.yamagata.jp/ou/930001/saiyosikentop.html>)
- ・8月3日以降、県庁（1階総合案内、5階人事課、15階人事委員会事務局）、各総合支庁総合案内窓口、各県外事務所（東京・大阪・名古屋）で配布

問合せ先

総務部人事課 課長補佐（人事担当）野川 （Tel023-630-3027）

広 報 監 総務部次長 早坂